

# 飼料に混入されたアンメリンについて

〔 昭和44年 3月10日 〕  
〔 44 畜 B 第 604号 〕

農林省畜産局長

さきに、飼料として栄養的に無価値であり、粗たん白質分量の欺まん材として使用されている合成樹脂、ホルマリン処理物質、ジシアンジアミドについては、飼料の品質改善に関する法律第15条の異物に該当することを明らかにしたところである。

しかるに、最近、神戸肥飼料検査所の立入検査により広島県下の飼料製造業者において上記物質に替えてメラミン製造工程で生成する粗製アンメリンがフィッシュソリュブル吸着飼料、動物性たん白質混合飼料等に混入されて全国的に流通し、その一部は配合飼料にも混入された事実が明らかとなった。

また、アンメリンが幼すうの盲目症の病因物質であるという研究もある。

本件の経過からみて、この粗製アンメリンの混入された飼料がなお一部地域で流通しているおそれもあるので、貴県（都道府）における今後の飼料検査とくに、動物性たん白質飼料等問題の多い飼料の検査の強化と貴管下飼料製造業者等関係者に対する指導の徹底に遺憾なきを期せられたい。

なお、アンメリン様高窒素化合物の検出方法は別紙のとおりであるので参考とされたい。

（別紙）

## 高窒素化合物の検出方法

高窒素化合物の混在が疑われる試料は粉碎することなく、0.1cm 目のフルイによりフルイ分けし、フルイを通過したものにつき、エーテルによる脱脂を行ない、土砂の定量法に準じ比重分離を行なって比重 1.62～1.70の範囲のものを集め、ケルダール法によってその窒素量を定量する。窒素量として7%をこえる場合には高窒素化合物の存在が疑われる。なお、高窒素化合物の判定には、赤外分光分析が有効である。